

上野総合市民病院だより

上野総合市民病院では、さまざまな部門があり、医師や看護師、その他の職種が連携し、チーム医療に取り組んでいます。このコーナーでは、各部門の活動を紹介します。

◆地域包括ケア病棟（西館3階）

地域包括ケア病棟は、一般病棟で病状が安定した患者さんへ、社会復帰に向けた医療や支援を行う病棟です。



当病棟には、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な人、入院治療により症状は改善したもののもう少し経過観察が必要な人、自宅の改修や福祉用具を設置するなど、在宅復帰に向けて療養準備が必要な人、自宅での生活に不安があり施設入所を検討中の人などがいます。

入院治療の後、患者さんが自宅や地域に戻り安心して生活を送っていただくために、医師・看護師・薬剤師・リハビリスタッフ・管理栄養士・社会福祉士などがチームで関わり、退院に向けた支援を行っています。

また、患者さんの状態に応じて、排せつケアや着替えの方法、吸引、経管による栄養摂取、車いすへの移乗の方法など、ご家族に対して在宅介護に必要な技術の指導も行っています。

退院前には必要に応じて、ご家族、ケアマネジャーや訪問看護師、訪問介護士、介護施設職員などと話し合いを行い、患者さんやご家族が望む形での退院を可能な限り支援しています。また、退院後のケアもサポートしています。

(地域包括ケア病棟棟長
稲森 由佳)

ちから スポーツの力 ～する・みる・ささえる～

スポーツ推進委員とは

◆スポーツ振興のため任命された委員です

スポーツ推進委員制度の前身は、昭和32年に発足した体育指導委員制度です。昭和36年に制定された「スポーツ振興法」で法的な位置づけがされ、市区町教育委員会任命の非常勤公務員となりました。その後、平成23年に「スポーツ振興法」が全面改正され、改めてスポーツの理念、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力などについて定めた「スポーツ基本法」が施行され、「体育指導委員」の名称も「スポーツ推進委員」へと変わりました。

スポーツ推進委員は、熱意と能力を持って、地域住民に実技指導、その他スポーツに関する指導、助言を行っています。



◆地域のスポーツ活動などで活躍

伊賀市のスポーツ推進委員は51人です。主に、地域のスポーツ大会の企画や運営に中心となって活動していただいています。また、新たなスポーツを推進するため実技研修などに参加し、地域住民に気軽にスポーツを楽しんでいただくための環境づくりに努めています。地域で何かスポーツをしたい時などは、ぜひお気軽に地域のスポーツ推進委員にご相談ください。

【問い合わせ】 スポーツ振興課
☎ 22-9635 FAX 22-9694



伊賀の歴史余話 22

善行の者に対する褒賞

江戸時代の日本では儒学が大きい広まり、人々の倫理・道徳の土台となっていました。幕府や藩は儒学的な観点に基づき、親への孝行、家業の精勤、正直な行い、困窮者への援助といった善行の者を表彰し、民衆を教化しました。藤堂藩でも、延宝5（1677）年に善行の者を褒賞する旨の法令が出ています。

伊賀の孝行者として第一に挙げられるのは「孝子留松」です。阿拝郡東条村に生まれた留松は、幼い頃に両親が離婚した後、病気の祖父や難病の母をよく助け、母の死後は墓を大切に守りました。藤堂藩は当時8歳であった留松に褒賞を与えたといわれています。留松のこうしたエピソードは、当時伊賀でまとめられた『至孝自然生』や『続自然生』といった書物をはじめ、幕府が編さんした『官刻考義録』、明治以降の書物、たとえば修身の教科書にも収録されています。伊賀の孝行者は留松だけではありませんが、全国的な知名度では留松は抜きん出ています。留松はまさしく伊賀を代表する孝行者でした。

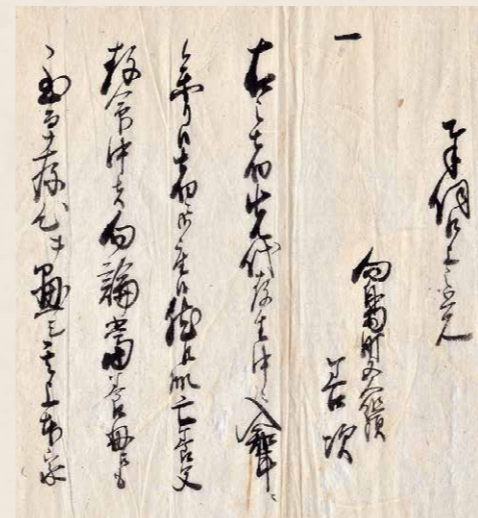
ところで、孝行者をはじめ

めとする善行の者は、町や村の代表者から藩に報告され、その報告に基づき藩は褒賞を与えることとなります。

かつて向島町にあった商家「さな善」の古文書群には、同町の善次という人物への褒賞を藩に求めた際の記録があります（写真）。文面には「善次は他家からの入り婿ではあるが義理の両親に孝行を尽くし、親戚付き合いもよく、実直な働き者で、家族仲も良い。ぜひ褒美を与えて欲しい。きつと周りにも良い影響を与えるであらう」とあります。

当時の社会がさまざまな問題を抱え、それにより苦しんだ人々がいたことは事実です。しかし一方で、善行を積極的に評価しようとする社会であったことも事実のようです。

文化財課歴史資料係
☎/FAX 41・2271



▲奉伺口上之覚（さな善文書）

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

人権について考えるコラムです。

いざというとき —消防本部予防課—

私たち予防課の仕事は、火災の発生を未然に防ぎ、万が一火災が発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と財産を守ることを目的としています。

住宅の防火対策として、特に挙げられるのが「住宅用火災警報器」です。設置が義務化されてから10年が経過し、対策が進む一方で、電池切れや性能・機能の低下などにより、火災を「感知」しない恐れも出てきています。設置するだけでなく、「いざというとき」に住宅用火災警報器が適切に作動するためには日ごろの「確認」が大切です。

この「感知」する力を「確認」する重要性は、人権意識についても同じことが言えるのではないのでしょうか。例えば同僚や友達とは、よくうわさ話に花が咲いたり、内緒話が交わされています。その話題には個人のプライバシーに関係するものも数多くあるのではないのでしょうか。時に、不確かな情報や

根拠のないうわさなどに惑わされ、心ない言動が簡単に拡散してしまいます。皆さんは、つい偏見や固定観念で相手を見てしまっている自分を「感知」できていますか。「いざというとき」に差別をなくするための行動をするには、日頃から相手の立場になって自分の考え、経験、知識の「確認」をする必要があるのではないのでしょうか。

現在、私たちのまわりにはたくさんの人権課題があります。また時代の変化とともに、新たな差別も生まれています。これらのすべてに対処することは難しいように思うかもしれません。しかし、普段の生活の中でも私たちの身の周りに起きている人権課題について考えることで、差別を見逃さず「感知」することができると思います。

「いざというとき」に行動できるよう、自分自身の心の「確認」を怠らずに、差別の発生を未然に防止していきましょう。

■ご意見などは人権政策課 ☎ 22-9683 FAX 22-9641 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ